

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日とする)

目 次

- ◇ 告 示 保険医の登録(保険課)
土地改良事業の認可(農村整備課)
国土調査の成果の認証()
中型まき網漁業に係る許可の申請期間(水産課)
- ◇ 教委規則 市町村教育委員会教育長の承認申請に関する規則を廃止する規則(小中学校課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 内水面漁 管委告示 あゆの採捕の禁止
- ◇ 公 告 調理師試験の実施(健康対策課)
平成八年度林業改良指導員資格試験の実施(林務課)
- ◇ 正 誤 平成八年三月二十九日付鳥取県告示第二百四十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百七十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小 倉 道 雄	鳥医第五三一九号	平成八年四月二十三日
市 原 冨 一	鳥医第五三二〇号	〃
木 山 剛	鳥医第六七〇号	〃
水 口 好 胤	鳥医第六七三三号	平成八年五月二日

鳥取県告示第三百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大山町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業中高地農業用排水及び暗きよ排水)を平成八年五月二十一日認可したので、同法

第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成八年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八 東 町	平成三年度及び平成四年度	八東町（大字小別府及び大字才代の全部、大字新興寺及び大字徳丸の各一部）の地籍図及び地籍簿	八東町大字小別府及び大字才代の全部、大字新興寺及び大字徳丸の各一部	平成八年五月二十八日
大 栄 町	平成六年度及び平成七年度	大栄町（大字由良宿、大字妻波及び大字大谷の各一部）の地籍図及び地籍簿	大栄町大字由良宿、大字妻波及び大字大谷の各一部	〃
赤 碕 町	平成四年度から平成七年度	赤碕町（大字八幡の一部）の地籍図及び地籍簿	赤碕町大字八幡の一部	〃

鳥取県告示第三百八十二号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九条第二項の規定に基づき、中型まき網漁業に係る許可の申請期間を平成八年六月十日から同月二十四日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

教育委員会規則

市町村教育委員会教育長の承認申請に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成八年五月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第十号

市町村教育委員会教育長の承認申請に関する規則を廃止する規則

市町村教育委員会教育長の承認申請に関する規則（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成八年六月一日から施行する。

公安委員会告示

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年五月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申請者	氏名又は名称	株式会社 ソフイン			
	住所	群馬県桐生市境野町七丁目201			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間
	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	タコラーズDX	株式会社 ソフイン	610020
〃	〃	満員御礼SV	〃	600006	〃

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条一項及び第三百零四条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成八年五月二十八日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
一 千代川水系に係る河川（八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、八頭郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。）	竿釣及び引懸（ソロ）	平成八年六月一日から 同月十五日まで
二 千代川水系に係る河川（一に定める区域を除く。）	投網	平成八年六月一日から 同月十五日まで
三 天神川水系に係る河川	投網	平成八年六月一日から 同月三十日まで
四 日野川水系に係る河川	投網	平成八年六月一日から 同年七月一日正午まで

公 告

調理師法 (昭和33年法律第147号) 第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

平成 8 年 5 月 28 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 受験資格
次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則 (昭和33年厚生省令第46号) 第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものの
- (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第47条に規定する者 (中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等)
 - (2) 旧国民学校令 (昭和16年勅令第148号) による国民学校の高等科を修了した者
 - (3) 旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校の2年の課程を終わった者
 - (4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれかに該当する者
- 2 試験の日時
平成 8 年 8 月 30 日 (金) 午前 8 時 50 分から正午まで
- 3 試験の場所
次の各試験会場のうち、受験者の希望する試験場
- (1) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
 - (2) 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室
 - (3) 米子市統町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- 4 試験科目
(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学

- (5) 食品衛生学 (6) 調理理論
- 5 受験手続
- (1) 書類の提出先
 - ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
 - イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所
 - (2) 提出書類
 - ア 受験願書 (所定の様式によること。)
 - イ 履歴書 (所定の様式によること。)
 - ウ 中学校 (これに準ずる学校を含む。)
 - エ 以上の卒業証明書又は卒業証書の写し (卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。)
 - エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類 (所定の様式によること。)
 - オ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でライカ版 (縦4 cm、横3 cm) のものとし、その裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)
 - (3) 受験に関する書類の提出期限
平成 8 年 7 月 15 日 (明) から同月 19 日 (金) まで (郵送の場合は、平成 8 年 7 月 19 日までの消印のあるものを有効とする。)
 - 6 受験手数料及びその納入方法
 - (1) 受験手数料 5,900円
 - (2) 納入方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。
 - 7 携行品
筆記用具及び受験票
 - 8 その他
(1) 合格者の発表は、原則として試験後15日以内に各保健所において合格者の受験番

号を掲示して行う。

なお、合格者には、受験願書を提出した保健所で合格証書を交付する。

(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細については、住所地在を管轄する保健所又は鳥取市東町一丁目220鳥取県福祉保健部健康対策課（電話0857-26-7195）に問い合わせること。

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）第2条の規定により、平成8年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成8年5月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の日時
平成8年10月15日(火) 午前9時から
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁第26会議室、第27会議室及び第28会議室
- 3 試験の方法
 - (1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。
 - (2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識についての項目により行う。

必須項目	林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）及び普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち一項目

(3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

4 受験資格

次の1から(4)までのいずれかに該当する者であること。

なお、(4)の認定を受けようとする者は、受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。以下「大学」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成9年10月14日までに卒業する見込みの者

(2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号（森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）による農林水産大臣が指定する教育機関（以下「指定教育機関」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、平成8年10月15日までに次のア若しくはイの職務に従事した機関又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（以下「高等学校」という。）その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) 高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号）による検定（以下「検定」という。）に合格した者で、卒業又は検定合格後平成8年10月15日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(4) (1)から(3)までに掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

5 受験願書の受付期間

平成8年7月22日(月)から同年8月21日(水)まで（郵送による場合は、平成8年8月21

日(カ)までの消印のあるもの限り受け付ける。)

6 受験願書の提出先

〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部林務課 (持参又は郵送によること。なお、郵送は書留によることとし、封筒の表面に「願書在中」と朱書きすること。)

7 受験願書の添付書類

ア 履歴書

イ 4の(1)に該当する者にあつては、大学の卒業証明書又は卒業見込み証明書

ウ 4の(2)に該当する者にあつては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び

4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

エ 4の(3)に該当する者にあつては、高等学校の卒業証明書又は検定の合格証明書

及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

オ 写真 (出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月

日を自署すること。)

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、3,010円と、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

9 合格者の発表等

試験の合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに、当該合格者には合格した旨を通知する。

10 その他

(1) 試験に関し不正行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書、履歴書及び受験資格認定申請書の用紙は、鳥取県農林水産部林務課において交付する。

その交付を郵便により請求する場合は、80円切手をはった、あて先明記の返信用

封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、鳥取県農林水産部林務課 (電話 0857-26-7298) 又は各地方農林振興局林業振興課に照会すること。

正 誤

平成八年三月二十九日付鳥取県告示第百四十二号(一般国道の区域の変更について) 中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 二

段 下

行 九から十二

誤

変更後	一一・三 四三・八	三三・〇
-----	--------------	------

正

変更後	一一・五 三三・二	八八・〇
-----	--------------	------